

認定「近江牛」指定店の登録について

1. 指定店登録の要件

<食肉販売店、量販店の要件>

- ① 食肉販売店および量販店で、認定「近江牛」を年間通じて取り扱い、協議会の構成員から購入し販売する店。
- ② 加工および卸売業者で、認定「近江牛」を年間通じて取り扱い、協議会の構成員から購入し販売する店。
- ③ 加工および卸売業者より、認定「近江牛」の部分肉を年間通じて、協議会の構成員から仕入れ販売する店。

上記の要件のいずれかを満たしたものであること。

<飲食店、ホテル、旅館の要件>

- ① 飲食店、ホテルおよび旅館で、認定「近江牛」を年間通じて取り扱い、その取扱量は部分肉 250kg以上とし、協議会の構成員から購入した店。
- ② 「近江牛」のイメージに合うよう優秀な料理技術を有し、飲食者に提供できる店。

上記の要件を満たしたものであること。

2. 指定店登録した場合の取り扱いについて

(1) 指定店登録証の発行

- ① クリスタル製の額(展示用)入りのA4サイズの認定「近江牛」指定店登録証を発行。
- ② 認定「近江牛」指定店登録証には、滋賀県知事を名誉会長として記載。



(2) 当協議会ホームページへの記載

消費者に認定「近江牛」指定店が一目でわかるように「近江牛」生産・流通推進協議会のホームページに指定店一覧を記載し、各指定店のホームページとリンク。

(3) 認定「近江牛」指定店ガイドブックの発行

当協議会ホームページと連動した認定「近江牛」指定店ガイドブックを発行し、観光協会等に配布。



3. 1店舗あたりの登録料

- ・登録料 30,000円
- ・更新料 10,000円(1年更新)



認定「近江牛」指定店登録要領

(制定主旨)

第1条 「近江牛」生産・流通推進協議会（以下「協議会」という。）は、「近江牛」統一認証要領第3条の認証の要件を満たす近江牛（ただし、肉質等級3のものを除く。以下（認定「近江牛」という。）を消費者等に浸透させるため、認定「近江牛」指定店登録要領（以下「指定店登録要領」という。）を制定し、「近江牛」ブランドの更なる振興を図ることを目的とする。

(登録の対象)

第2条 認定「近江牛」指定店の登録ができるのは、協議会の目的に賛同する食肉販売店、量販店、飲食店、ホテルおよび旅館とする。

(登録の資格要件)

第3条 指定店登録の資格要件は、次のとおりとする。

(1) 食肉販売店、量販店の要件

- ① 食肉販売店および量販店で、認定「近江牛」を年間通じて取り扱い、協議会の構成員から購入し販売する店。
- ② 加工および卸売業者で、認定「近江牛」を年間通じて取り扱い、協議会の構成員から購入し販売する店。
- ③ 加工および卸売業者より、認定「近江牛」の部分肉を年間通じて、協議会の構成員から仕入れ販売する店。
上記の要件のいずれかを満たしたものであること。

(2) 飲食店、ホテル、旅館の要件

- ① 飲食店、ホテルおよび旅館で、認定「近江牛」を年間通じて取り扱い、その取扱量は部分肉250kg以上とし、協議会の構成員から購入した店。
- ② 「近江牛」のイメージに合うよう優秀な料理技術を有し、飲食者に提供できる店。
上記の要件を満たしたものであること。

(新規登録の申請)

第4条の1 新規に指定店の登録を受けようとする者は、申請書（別紙様式第1号）および誓約書（別紙様式第3号）を協議会長あてに提出するものとする。

(登録の審査、決定)

第4条の2 協議会長は申請書の提出があった場合は、「近江牛」生産・流通推進協議会規約第8条で定める委員会において審査する。

2 登録を決定した店等に対しては、その旨を通知し登録証を交付する。

(登録料等)

第5条 登録の期間は4月1日から翌年の3月31日までの1年単位とし、登録料等の額については、1指定店につき、次のとおりとする。

- (1) 登録料 30,000 円
- (2) 更新料（1年毎） 10,000 円
- (3) 資格を失った場合にすでに納入した登録料および更新料は返還しない。
- (4) 期間途中の加入であっても登録料は（1）の金額を変更しないものとする。
- (5) 指定店の登録を更新しようとする者は、申請書（別紙様式第2号）を協議会長あてに提出するものとする。

（資格喪失の条件）

第6条 登録した者が次の各号に該当するときは、指定店の資格を失うものとし、直ちに登録証を返還するものとする。

- (1) 廃業または退会したとき。
- (2) 指定店登録要領第3条の資格要件を満たさなくなったとき。

（取り消し）

第7条 登録した者が規約および諸規程に違反し、または協議会の名誉を棄損する行為があると認められた場合は、委員会の決議により取り消すことができる。

（宣伝等）

第8条 指定店が消費者に広く普及浸透するために、ホームページや冊子等で広告宣伝するものとする。

（モニター制度）

第9条 認定「近江牛」が適正に取り扱われているかをチェックする機関としてモニター制度を設けるものとする。

- (1) モニターは、生産から消費にいたる認定「近江牛」の流通が適正に行われているかを調査し、協議会が改善指導するものとする。
- (2) モニターの構成は、原則として一般公募された者で構成し、会長が委嘱するものとする。
- (3) モニターの調査は、原則として年に1回以上行うこととし、調査結果は委員会に報告するものとする。

（遵守事項）

第10条 会長が委嘱したモニターが必要と認め、調査する場合は、これを拒んではならない。

2 購買者や飲食者から登録証の確認を求められた場合は、これを拒んではならない。

（その他）

第11条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は委員会で審議し、協議会長が定める。

付 則

この要領は、平成21年9月15日から施行する

この要領は、平成27年6月1日から施行する

この要領は、平成29年1月26日から施行する

記入例

(別紙様式第1号)

認定「近江牛」指定店登録申請書（新規）

平成 年 月 日

「近江牛」生産・流通推進協議会長 殿

申請者住所 ○○市○○町××番地

会社名 (株)○○○

代表者氏名 ○○ ○○ (印)

TEL ○○○○-▽▽-△△△△ FAX ○○○○-▽▽-△△▽▽

押印をお願いします。※必須

このたび認定「近江牛」指定店として登録願いたく、申請いたします。

店舗の種類 ○で囲んでください(複数可)	卸売・ 小売 ・飲食・ホテル・旅館		
店舗住所	(〒◇◇◇◇ -△△△△) △△市○○町×××-××番地		
店舗名	○○○屋○○店		
店舗 TEL	△△△△-▽▽-○○○○	店舗 FAX	○○○○-▽▽-△△□□
E-mail		URL	http://www.OO.com
定休日	水		
営業時間	9:00~18:00		
認定「近江牛」年間取扱計画 ※必須	年間枝肉購入量	○ 頭	
	年間部分肉(カット)購入量	△△△kg	
仕入先 (「近江牛」生産・流通推進協議会構成員であること) ※必須	名称	××精肉店	
	名称	(有)○○商店	
	名称		
	名称		
	名称		

公開したくない場合は空欄で結構です。

※代表者氏名と**太枠内**は公開事項です。ホテル、旅館は定休日と営業時間を無記入にしてください。

(別紙様式第3号)

記入例

誓約書

私は、認定「近江牛」指定店登録要領に掲げる事項を遵守し、「近江牛」のブランド化の更なる振興に努めるとともに、下記の事項について誓約します。

なお、必要な場合には、関係機関に照会することについて承諾します。

記

1. 自己または自社もしくは自社の役員等が、次の各号のいずれかに該当する者ではありません。

(1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

(2) 暴力団員（暴対法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ）

(3) 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を与える目的をもって、暴力団または暴力団員を利用している者

(4) 暴力団または暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど、直接的もしくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、または関与している者

(5) 暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

(6) 上記(1)から(5)までのいずれかに該当する者であることを知りながら、これを不当に利用するなどしている者。

2. 1の(1)から(6)に掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体または個人ではありません。

平成 ○年 ○月 ○日

「近江牛」生産・流通推進協議会長 殿

住 所 **△△市○○町×××-××番地**

押印をお願いします。※必須

氏 名 ○ ○ ○ ○



指定店登録手続きの流れ

